

日本における「市民」概念の変遷

<中間報告>

2010年1月9日

文化政策学会若手フォーラム

長嶋由紀子、赤星友香、横山梓、作田知樹、張依文

問題意識

- 市民協働を議論するためには、「市民」について一定の共通理解をもつ必要がある。
 - なぜなら「市民」は、現場では頻繁に使われる一方で、理論的な領域においては、その語義のあいまいさがしばしば問題になるからである。
 - まちづくりに関わる領域では、あえて「市民」を避け、「人々」と言い換えるケースもある。
 - 「獲得する資格」としての意味合いは、制限選挙が撤廃されて以降、希薄になっている。

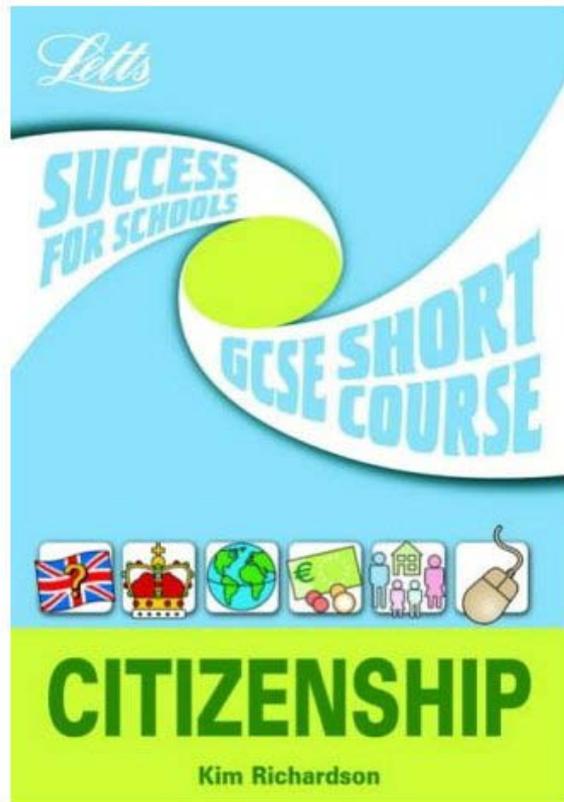
問題意識

- もっとも、日本における「市民」概念の変遷や複雑化の過程の一端を見ていくと、「市民」という概念には、他の言葉で代替しえない意味を核に持つことが見られ、そこに有用性を認めることができる。
 - 中長期的にその社会を発展させることへの責任意識や理性的な判断能力を持つ、その社会の構成員という意味
 - 「国民」と同等かそれ以上に、ローカルな土地およびそのコミュニティの利害と特別な結びつきを持った人間という意味

「市民」概念の変遷をとらえる

- 時間的に3期に分ける
 1. 1945年以前
 2. 1945～1970年
 3. 1970年代以降
- 5つの切り口で見直す
 1. 用語としての「市民」の登場
 2. 市民読本
 3. 公民館
 4. 戦後市民運動
 5. NPOと市民参加

用語としての「市民」



英国の公民科教科書



日本の公民科教科書

日本における「市民」概念の変遷

明治前期～中期以前

- もともと「市民」は「(市制をとる)都市の住民」という要素が強い言葉だった。
 - 市制が実施されたのが明治22年。それまで「市民」という言葉は単に「農村ではなく市中に住む人」を意味していた(citizenの訳語でもなかった)。
 - ドイツ語のbürgessを「市民」と訳した初期の例が福沢諭吉『西洋事情外編』(1867)『文明論之概略』(1875)。その後、「中世ヨーロッパの自由都市で自治を行った住民」という文脈では定着した。
 - 現在の「市民」につながる文脈で使用した数少ない例外として、民友社青年叢書第3巻『市民』(1895)

辞書における「市民」と「公民」

- 英語のcitizenの訳
 - 「素性正しき市井の人、市井の住民」(『英和对訳袖珍辞書』初版1862年)
 - 「府民、自由の民、市人、商売(アキビト)、住民」(『官許英和字彙』1873年)
- 明治中期～後期にかけて次第に「公民」「市公民」が加えられる。まだ「市民」は訳語として定着していない。
 - 1888年の市制公布の際、官庁用語として「市公民」が使用された。つまり、地方自治における(制限)選挙権を持つ者が「公民」であった。その後、フランス語のcitoyen、ドイツ語のBürgerの訳語に「公民」があてられるようになる。(その後citoyenにも「市民」があてられる)
 - 大正初期には「1.国民、公民、人民、2. 市民、府民、3. 私人(官吏、軍人と区別して)、4. 町人、商人、職人」と整理されて示されるようになる(『新撰英和辞典』1913年)

戦前の「市民読本」



(左)「彦根市民読本」彦根市教育會 1940(昭15)年

市民読本紹介

- 1920年前後から登場
- オーソドックスな市民読本理解
 - 社会への奉仕、自治体を通じた国家への奉仕
 - 地方の教育会など、中央の教育を受けたエリートと地方の有力者のサークルが主体になっている（東京はまた別）

市民読本の紹介

刊行年	書名	著者・編者
• 1918	東京市民読本	阪谷芳郎
• 1923	大阪市民読本	大阪市教育会
• 1924	東京市民読本	東京市役所
• 1924	高岡市民読本	高岡市教育会
• 1925	神戸市市民読本	神戸市役所
• 1928	金沢市民読本	金沢市
• 1929	大分市民読本	大分市・大分市教育会
• 1929	市民読本	横浜市役所
• 1933	佐賀市民読本	佐賀市教育会
• 1935	熊本市市民読本	熊本市教育会
• 1939	瀬戸読本	瀬戸市教育会編纂部
• 1939	東京市民読本	竹沢義夫
• 1940	彦根市民読本	彦根市教育会
• 1941	市民読本(全五卷)	名古屋市
• 1964	立川市民読本	立川市文化財審議会

※住友陽友、「近代日本の都市自治論の再生-市民読本が修正する国民社会」により。
日本における「市民」概念の変遷

市民読本の紹介

市民読本の目次

- ①東京市民読本
- ②金沢市民読本
- ③彦根市民読本
- ④立川市民読本

※配布資料

社会的・経済的背景

- 議会の開設、選挙の実施、外交、日清日露の戦争
- 明治維新まで人口の9割が農民であったが、産業革命が始まった明治後期から、人口の急速な増大とともに都市と地方の経済的格差が拡大し、都市に人が流入してくるとともに、一種の多文化共生問題が発生し、都市に愛着を持たない人が増加。
- 都市内での新たな形のコミュニティ形成や都市社会のコモンセンスを教える必要性が生まれた。
- 日常的な戦争と、軍備の増強(一般会計の4割が軍事費)にともない、利己主義を否定した超越的存在への奉仕をいきわたらせる必要があった。
- そこで、(潜在的な都市民・兵士でもある)地方農漁村民にも、实际的知識を与えんとする、市町村主体の「自治民育」の公民教育が発達

「市民読本」以前の「公民読本」

- 「公民読本」

- － 青年団や夜学校、実業補修学校などで始まっていた「公民教育」で使用されていた。その内容は外交や条約、戦争や赤十字活動などの博愛活動であった。
- － 平易な言葉で、忠君、国威発揚、愛国心、文明国の国民としての外国人に対する心得、外交的義侠心などを、身近なところから徐々に範囲を広げて説明していくスタイルが多かった
- － 松野修の分類
 - 1900年代から1920年代の「公民読本」の2つの要素
 1. 市町村公民を対象とする、戸籍・度量衡・郵便などの社会制度を簡略に説明したもの
 - 横山徳次郎『日本公民讀本』(1902年)「本書は、我が国民に最も欠乏するところの、公民的思想の養成に、資せんがため、編纂せしものなり」。
 - 架空の人物「太郎」の成長物語
 2. 立憲制下の権利主体としての国民を対象としているもの
 - 竹越興三郎の『人民讀本』(1901)や大隈重信の『國民讀本』(1910)など
 - 数は少ない。

初期の市民読本

- 東京市民読本(1918)
 - － 帝都の市民、日本国民の代表
 - － 尊王心、完全なる人格と常識、質実剛健の風、外人に対する礼儀、協同一致の精神、雄大進取の気性、愛市心の涵養
 - － 国政について詳しく描かれている
 - － 市民公募によって集まった原稿を、元東京市長阪谷芳郎(さかたによしお)ら、東京市OB、都市計画社会教育関係者、法律学者、経済学者、倫理学者などが審査し、改稿の上で刊行
 - 阪谷芳郎: 漢学者の四男、元大蔵官僚から大蔵大臣、妻は渋沢栄一の娘。1912年に東京市長となり、1917年には貴族院議員、カーネギー財団ともやりとりがあった国際派
 - 当選現行の筆者は陸軍教授友田宜剛(その後1923年に『農村公民読本』『都市公民読本』を刊行)
 - － その後1920年から東京市長になった後藤新平は時計のシチズンの名付け親。
- 神戸市民読本(1925)
 - － 公募。審査は全員京都帝大教授

市民読本の共通点

- 各地域の郷土史家や歴史学者というより、中央の公民教育家やそれに準じた知識人が中心になって編纂された。
- 公民読本に比べて、市政の現状や愛市中心、各市の歴史・地理・文化が特に重視され、公共団体としての「市」が、住民の支配者ではなく福祉や公共サービス提供の主体として定義される時代に対応した倫理と自治が説かれている。
- 経済力や権力の分に応じて、自ら進んで公共団体に対して物心両面において奉仕する姿勢を求めていった。

戦中・戦後への影響

- 町内会、自治会、青年団、消防団
 - 1928年、ラジオ体操開始
 - 1930年代、各地で町内会が結成
 - 1940年、「隣組」制度明文化
 - 戦前の市民読本・公民読本で掲げられていたような、地域の清掃から国への奉仕という、社会奉仕的なものへのイメージがある？
 - 武蔵野市のように戦前への反省から、作らないで来た地域もごく少数ながらある。

公民館



後藤新平記念公民館(水沢市公民館)1941設立

その後の「公民」

- 原敬らに代表される政党政治の時代に進んだ男子普通選挙の整備(1925年法改正、1928年第1回普通選挙実施)を契機に、中学校に「公民科」が導入される(1931年)。
 - 陪審制は1923年成立、1928年施行
 - 日中戦争開始の1937年、絶対主義に基づく帝国臣民育成の方向へと転換する。

「公民館」の成立

- 1946年 公民館創設についての文部次官通牒「公民館の設置運営について」
- 1947年 社会教育局通達「新憲法公布記念公民館設置奨励について」
- 1949年 社会教育法公布
- 戦後のアメリカ型民主主義市民教育の一環

「公民館ハ町村ニ於ケル**文化教養ノ中心施設**
トシテ町村公民ガ常ニ会合シ談論シ読書シ
相互ノ啓発ヲ為シ産業上生活上ノ指導ヲ受ケ
ル所デアリ又町村住民相互ノ親睦交友ヲ深メ
ル場所デモアルト共ニ其ノ機能ハ図書館・博
物館・公会堂・産業指導所・青年婦人会等各
種ノ文化団体本部ノ機能ヲ兼ネテ総合的ナ町
村振興ノ推進機関デアル」

公民館の設置運営について(文部次官通牒
1946.7.6.)

寺中作雄*『公民館の建設』(1946年)

*文部省の公民教育課長

- 民主主義を我がものとし、平和主義を身についた習性とする迄にわれわれ自身を訓練しよう。
- 豊かな教養を身につけ、文化の香高い人格を作るように努力しよう。
- 身についた教養と民主主義的な方法によって、郷土に産業を興し、郷土の政治を立て直し、郷土の生活を豊かにしよう。

公民館制度へ

- 明治後半以降の産業革命の前後から、地方改良運動及び社会教育の実施を目的とし、様々な名称を持った公共施設が建設されていた。
- 現在の公民館は、戦前に文部省の成人教育課長であった松尾友雄が唱えた「社会教育館」構想に基づき、戦後、文部省の公民教育課長であった寺中作雄によって構想されたものが原型。
- 1946年より日本の民主化政策に伴って各地に公民館設置が行われ、1949年の社会教育法制定によって法的に位置づけられた。

公民館

- 当初は戦後復興・文化国家建設の意識が強かった
- 次項に述べる60年代以降の市民運動を経て意識されるようになった新しい「市民」像にともない、の上からの「公民化」と下からの自治の対立構造
 - 公民館側からのコミュニティセンター批判
 - 専門家としての社会教育主事がいない。
 - コミュニティセンター側からの公民館批判
 - なぜ、日本で、＜社会教育＞の名によって、成人市民が行政による教育の対象となるのか。国民主権の主体である成人市民が、国民主権による「信託」をうけているにすぎない、道具としての政府ないし行政によって、なぜ「オンエ・ソダテ」られなければならないのだろうか。（松下圭一『社会教育の終焉』1986年）

戦後市民運動



べ平連

日本における「市民」概念の変遷

1960年代の市民活動

- 60年安保闘争において、「圧制に反対する」原理としての「市民主義」を提示した。
 - 久野収が60年安保闘争に関連する論考「市民主義の成立」で用いた。この後、国会を囲んだ群衆を「市民」と呼ぶなどの例が広がった。
- その後、現在の様々な「市民」運動の原型となったベ平連＝ベトナムに平和を！市民連合などの運動を通じて定着し、「市民」が日常語化するきっかけとなった。

新しい「市民」概念へ

- 一般用語としての「市民」
- 「市民権を得る＝一般に通用するようになる」というイディオムの成立
- 「民」「市民」を冠する例
 - 市民球場、市民文化会館（県民も同様）
 - 川崎市「市民」ミュージアム
 - 公害への結束から「市民」への意識が生まれた
- 新しい領域、とりわけスポーツや社会教育を含む文化の領域での「市民」の多用に結びついた？

現在の「市民」像への変遷

- 「市民社会」

- マルクス主義の立場からは、階級対立を前提として有産階級が支配する社会としてこの語が使われていた。
- 共産党独裁体制国家の崩壊および冷戦構造の終焉とともに、官ではなく民の自治による社会という側面が強調されるようになる。

- 「市民参加」

- 昭和40年代＝60年安保以降には、タイトルに入れた本が出現している。
 - 本田弘『市民参加 芽ばえる住民自治』（日経新書、1972）

NPO前夜

- ロータリークラブ(1905)・ライオンズクラブ(1917)のような国際社会奉仕団体が立ち上がる。
- 欧米、とりわけアメリカでは労働者協同組合(ワーカーズコレクティブ)や宗教団体がNPOの代表とされ、それぞれの団体のミッションを目指す団体を指してきた
- 日本ではむしろ、沈没タンカーの油漂着事故や阪神淡路大震災のようなボランティア活動・社会奉仕活動と結び付けられる傾向が強い。

NPO法成立から今日まで

- 民主党結党(1993年)
 - 「市民」概念に対する疑義と、それに対する鳩山氏の返答
- 地方分権の推進(1995年立法)
- 箕面市市民参加条例(1997年)
- NPO法施行(1998年)
- 一般社団・一般財団法人法施行(2008年)
- 裁判員制度実施(2009年)

まとめ1

- 市民読本への視点
 - 当時においても現実離れしていた、自治体に対する奉仕をベースにした公衆道徳形成。
 - 都市におけるコミュニティ結束の必要性の認識に対応して出てきた概念としての「市民」。
- 公民館の意義の変遷
 - 市民活動や先進的自治体における新しい「市民」概念（自ら学び、社会を作る）の一般化

まとめ2

- 最近の現象
 - 「市民」を避ける動き、「プロ市民」という揶揄
 - 「市民」と「民」を意識的に強調、混在
 - 「市民」の多義性を避ける一方、ローカルな地域との結びつきが強い言葉である「市民」の使用が地方行政において常態化
 - 中核的意味の周辺に、日本では「市民」という言葉により積極的な意味を持たせた時期が何度かあり、その時々で内容も変わっている。
 - twitter上での「粒谷区」の隆盛

参考文献①

- 用語としての「市民」の誕生
 - 野沢真理「＜研究ノート＞歴史的用語としての「市民」：故林宥一さんに捧ぐ」『金沢大学経済学部論集』、2001年
 - 土屋直人「明治後期の公民読本における「外交」「戦争」に関する記述内容の検討」『岩手大学教育学部研究年報第62巻』、2003年

参考文献②

- 市民読本

- 住友陽友「近代日本の都市自治論の再生-市民読本が修正する国民社会」、『現代国家と市民社会-21世紀の公共性を求めて』、2005年。
- 阪谷芳郎『東京市民読本』、1918年。
- 金沢市『金沢市民読本』、1928年。
- 彦根市教育会『彦根市民読本』、1940年。
- 立川市教育委員会『市川一市民読本』、1966年。

参考文献③

● 公民館

- 寺中作雄『社会教育法概説・公民館の建設＜現代教育101選＞』国土社、1995年 ※『公民館の建設』1946年
- 松下圭一『社会教育の終焉＜新版＞』公人の友社、2003年 ※『社会教育の終焉』筑摩書房、1986年5月刊
- 小林文人・佐藤一子[編著]『世界の社会教育施設と公民館－草の根の参加と学び』エイデル研究所、2001年
- J.E.トーマス、藤岡貞彦・島田修一訳『日本社会教育小史：イギリスからの観察』青木書店、1991年

参考文献④

- 戦後市民運動

- 小田実編『市民運動とは何か：ベ平連の思想』（徳間書店、1968）
- マーク・カランスキー『1968：世界が揺れた年』前後編、越智道夫監修、来住道子訳（ヴィレッジブックス、2008）
- 秋元英一・菅英輝『アメリカ20世紀史』（東京大学出版会、2003）
- 浜日出夫編『戦後日本における市民意識の形成—戦争体験の世代間継承』（慶應義塾大学出版会、2008）

参考文献⑤

- NPOと市民参加
 - 佐伯啓思『「市民」とは誰か 戦後民主主義を問い直す』(PHP新書、1997)
 - 後藤和子、福原義春編『市民活動論』(有斐閣、2005)
 - 辻山幸宣「新しい自治の理論としくみ」『新しい自治のしくみづくり』(ぎょうせい、2006)
 - 1997年1月8日 朝日新聞記事「鳩山由紀夫 VS 中曽根康弘(上)」
 - 内閣府「平成20年度 市民活動団体等基本調査報告書」